

第 38 号議案

特別区道路線の認定（重複）について
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

特別区道路線の認定（重複）について
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、特別区
道の路線を次のように認定する。

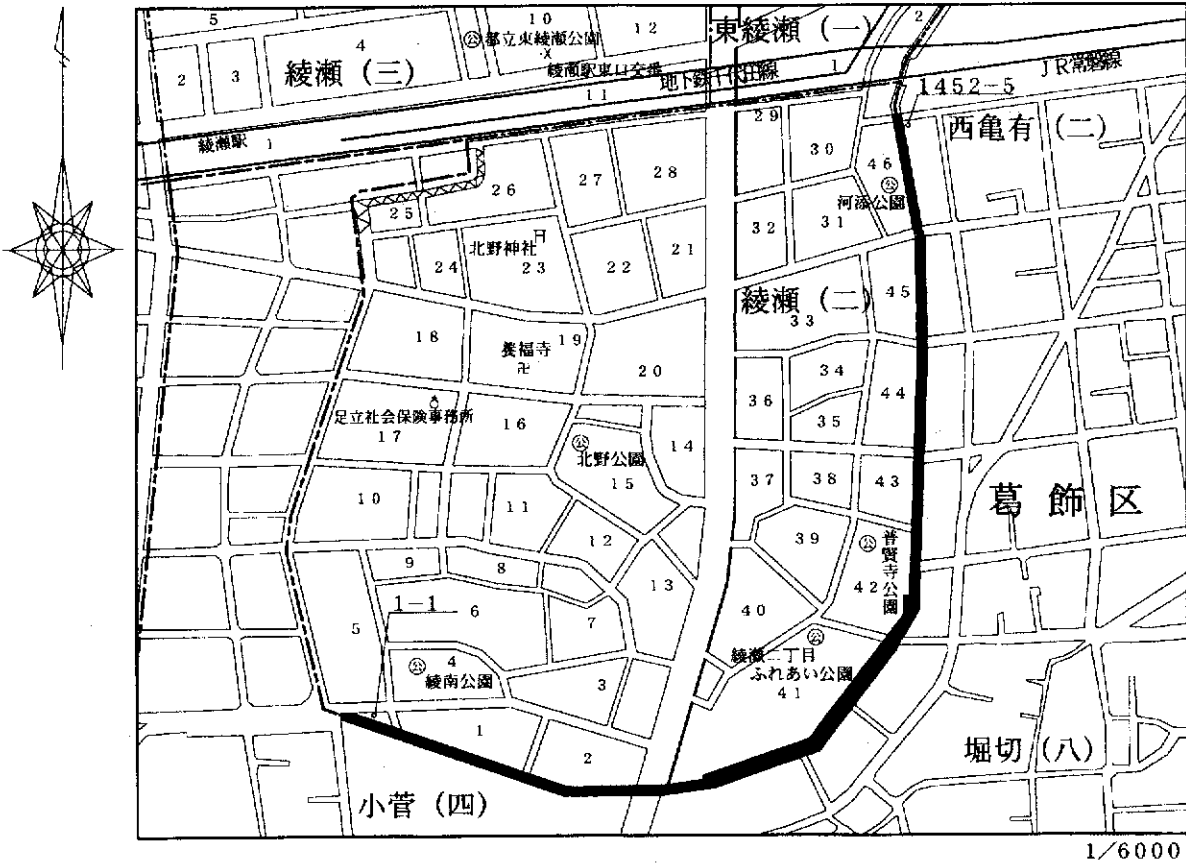
記

- 1 足立区綾瀬二丁目・葛飾区小菅四丁目・堀切八丁目・西亀有二丁目
地内（葛飾区との行政境界） 裏面のとおり

（提案理由）

足立区と葛飾区の行政境界にかかる道路について、特別区道として認
定する必要があるので、この案を提出いたします。

足立区綾瀬二丁目、葛飾区小菅四丁目、堀切八丁目、西亀有二丁目地内略図



凡 例

- | | | | |
|--|---------|--|-----------|
| | 都 県 境 | | 特別区道路線 |
| | 区 界 | | 区管理通路 |
| | 町 丁 目 境 | | その他の通路 |
| | 国 道 路 線 | | 新認定特別区道路線 |
| | 都 道 路 線 | | (重 複) |

幅 員 6.66 ~ 15.84 m

延 長 940.28 m

面 積 10,756.63 m²